

リスキリングプラン適用条件

本書は、「登録日本語教員養成・実践研修コース」（以下、「講座」といいます。）を、経済産業省の「リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業」の支援を受けて受講する場合（以下、「リスキリングプラン」といいます。）の条件等を、以下の通り定めます。

第1条（リスキリングプランの対象者）

リスキリングプランの対象者は、次の各号すべてに該当する者としします。

- (1) 講座の申込み時に在職者（企業等と雇用契約を締結している者）である者
- (2) キャリア相談対応における初回面談時に在職者（企業等と雇用契約を締結している者）である者
- (3) 講座の受講のみが目的の方ではない者
- (4) 雇用主の変更を伴う転職を目指していない方に該当しないこと

第2条（リスキリングプランの適用条件）

リスキリングプランの対象者が、次の要件を満たした場合、リスキリングプランの適用となり、講座受講料（税抜）の最大50%（上限40万円）が補助金として支給されます。

- (1) 2027年3月31日までに講座を修了すること
2. 前項の補助金の支給方法は、将来に向かって前項が適用されることを前提とし、あらかじめ補助金相当額を講座受講料に充当するものとし、リスキリングプランの受講者はその差額の講座受講料を当社にお支払いいただきます。

第3条（講座未修了時の取扱い）

リスキリングプランの受講者が、2027年3月31日までに講座を未修了の場合は、以下の通り、当社が講座受講料にあらかじめ充当した補助金相当額をお支払いいただきます。

項目		詳細
請求金額	退学者 ※2027年3月31日までに退学届を提出し、講座が未修了の者	補助金額から通常の返金額を差し引いた額 ◎算出方法 請求金額＝補助金額－返金額 ※返金額については講座の受講規約をご参照ください
	その他未修了者 ※2027年3月31日までに講座が未修了の者	補助金額 全額
支払方法		銀行振り込み ※振込手数料は受講者負担
請求日	退学者	退学月翌月

	その他未修了者	2027年4月
支払期日		請求書発行当月末日払い

第4条（追加補助金適用条件）

第2条に加え、次のすべての要件を満たす場合、講座受講料（税抜）の最大20%（上限16万円）が追加で補助され、その補助金を支給対象者指定の振込先口座にお支払いします。

- (1) 当社の転職支援サービスを利用すること
- (2) 転職先における入社日が2027年4月30日までであること
- (3) 転職先における入社日かつ2027年3月31日までに講座を修了していること
- (4) 転職後、1年間継続的に転職先に就業していることが確認できること（※）
- (5) 本人確認書類の写しおよび振込先口座が確認できる書類の写しを提出していること

※転職先の給与明細の写しまたは転職先の在籍証明を提出すること。（当社の定める期日までに提出すること）